

## 甲州市公用車有料広告掲載基準

令和8年6月1日

告示第 97号

(趣旨)

第1条 この基準は、甲州市有料広告掲載に関する要綱（平成19年4月甲州市告示第37号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、市が所有又は管理する車両（以下「公用車」という。）に広告を有料で掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載車両)

第2条 広告を掲載する車両は、広告スペースが確保できる公用車とする。

(掲載場所)

第3条 広告の掲載場所は、公用車の車体の両側側面とする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、縦30センチメートル、横50センチメートルを基準とする。

2 広告の中に「広告」の文字を入れるものとし、字体、仮名遣い等については広告の意匠に合わせる事ができるものとする。

(広告の掲載方法)

第5条 広告の掲載方法は、広告の内容を表示したマグネットシートを公用車に貼り付ける方法によるものとし、公用車への塗装は行わないものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は1年を単位とする。ただし、1か月を単位として掲載することができる。

2 前項の規定にかかわらず、連続する広告の掲載期間は、他の応募が少ない等支障がない場合には、更新することができる。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、1台につき、月額2,500円とする。

(広告の申込み)

第8条 広告の申込みは、要綱第7条の規定に基づき、次に掲げる資料を添付して行うものとする。

- (1) 広告の原稿（A4判に縮小したもの）
- (2) 法人又は団体の概要が分かる書類（履歴事項全部証明書等）  
（広告の費用負担等）

第9条 広告の作成、掲載、撤去作業等は、広告主の責任において行い、その費用は広告主の負担とする。

（掲載できない広告）

第10条 広告主は、要綱第3条各号に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するものを掲載してはならない。

- (1) 道路交通上の安全を阻害するおそれのあるもの
  - (2) 車両の運行上支障となるもの
  - (3) 地色が信号機、道路標識等の効力を妨げるおそれのあるもの
  - (4) その他周囲の運転者の誤認を招くおそれのあるもの又は注意を散漫にするおそれのあるもの
- （その他）

第11条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。